

六甲山上及び摩耶山上地区における 風致条例の規制緩和のお知らせ

令和元年12月1日より、六甲山上及び摩耶山上地区において、下記の審査基準を満たす行為については、風致地区内における建築等の規制に関する条例の許可基準の特例に該当するものとして取扱い、公園緑地審議会に付議しないものとして取り扱いますので、お知らせいたします。

なお、該当する可能性がある場合は、予め建設局公園部魅力創造課にご相談下さい。

◆六甲山上及び摩耶山上地区における建築物等の取扱いについて

(1) 対象区域

神戸市灘区六甲山町及び摩耶山町、摩耶山、大石のうち、以下のいずれにも該当すること。

- ① 第1種風致地区
- ② 瀬戸内海国立公園（六甲地域）六甲山集団施設地区又は摩耶山集団施設地区内

（裏面・図1）

(2) 対象行為

建築物等の新築又は増築、移転

(3) 適用要件

以下のいずれにも該当すること。

- ① 建築物・工作物の位置、規模、形態及び意匠が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、又は土地の状況により支障がないと認められること。
- ② 敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実に認められること。
- ③ 自然公園法の許可を受けていること。

(4) 判断基準

(3) ①及び②に該当するかどうかは、以下の基準をいずれも満たしたうえで、総合的に判断する。

① 建築物

- (1) 山麓を含む主要展望位置から見た眺望・景観に配慮した建築物であること。
- (2) 既にスカイラインから突出している建築物については、意匠等の工夫により、圧迫感の軽減されていること。

- (3) その他、建築物の位置・規模・形態及び意匠について、自然公園法の規定に従い、自然景觀に配慮されていること。
- ② 工作物
擁壁等については、原則自然石（御影石等）を用いたものとなっていること。
- ③ 植栽
(1) スカイラインを構成する樹木や大径木、シンボリックな樹木の保存を行っていること。
(2) 建築物の圧迫感を軽減するための植栽の配置に努め、山麓からの景觀の保全に配慮されていること。
- ④ 緑地率
第1種風致地区の基準に近づくよう努めていること。
- ⑤ その他
違法に建築されたものでないこと。

(5) 運用期日

令和元年12月1日から当分の間

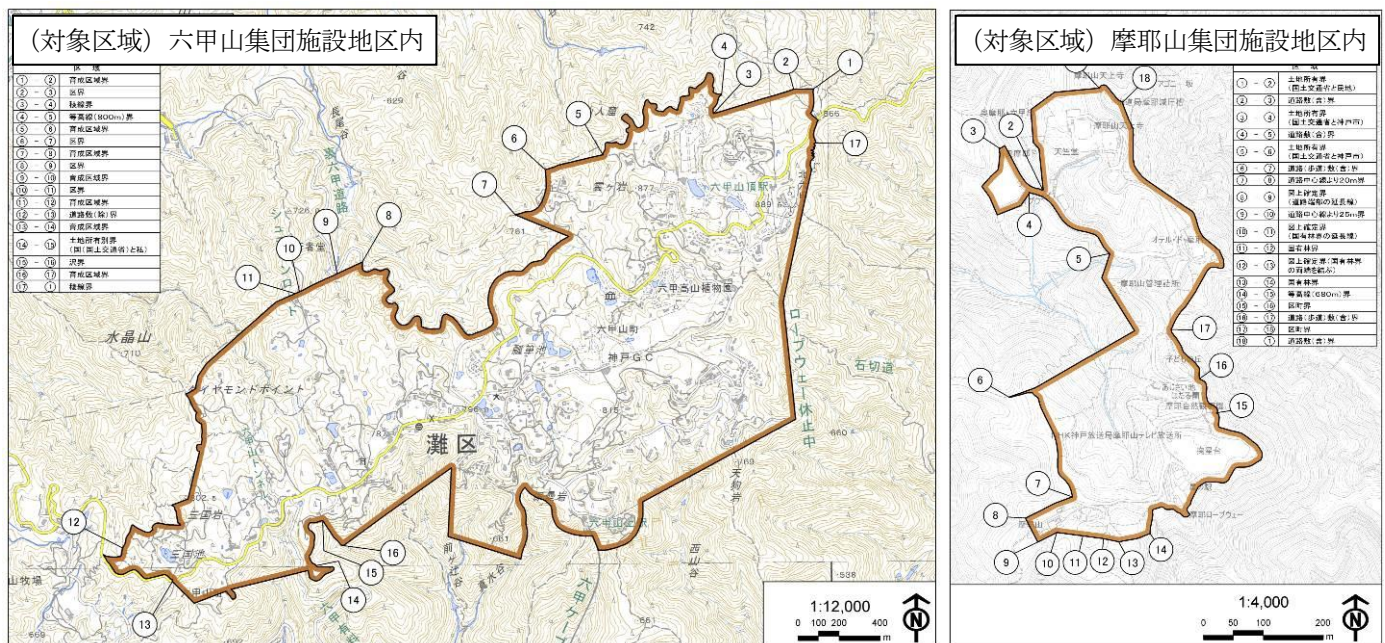


図1 風致地区（六甲及び摩耶山上地区）における建築物の特例適用の対象区域

担当課：神戸市建設局公園部魅力創造課

住 所：神戸市中央区磯辺通3丁目1-7 TEL：595-6463